

5. 方法書に対して提出された意見の概要、方法審査書に記載された意見及びそれらに対する事業者の見解

5.1 方法書に対して提出された意見及びそれに対する見解

枚方市環境影響評価条例第10条の規定により、方法書についての意見書が令和4年1月4日に事業者へ送付された。

表 5.1-1 に、意見とそれに対する事業者の見解を示す。

表 5.1-1 方法書に対する意見及びそれに対する見解

No.	住民等の意見	事業者の見解
1. 事業計画及び景観		
1	肥沃な土壌を活かした大阪産の農作物の耕作や水害被害からの自然の遊水地の役割等もある大阪府でも稀有な地区であり、季節の移ろいを感じ取れる耕作地の美しい景観を是非維持してもらいたい。	ご指摘の意見については、事業計画地の南西側に予定している農地保全街区において耕作地を一部残す計画となっています。
2. 景観		
2	年4回、四季の景観について、現況調査をいただき、季節で移ろう景観のそれぞれについて、どのように影響を及ぼすのか予測・評価を行っていただきたい。	現状は水田など耕作地となっています。ご指摘を参考に、景観面で季節変化が比較的大きい、春季（しろかき・田植え時期）、夏季（稲の生長期）、秋季（収穫期）の3季を対象に調査を行い、フォトモニター等による予測・評価を行いました。
3	景観の眺望点としては、サブリ村野、支援学校、ギンガ保育園を選定してもらいたい。	ご指摘の眺望点について選定しました。その他の景観の眺望点は、地域住民等が日常的に事業計画地を視認できる場所から選定しました。
3. コミュニティ		
4	サブリ村野は、市民活動の拠点であり、NPOの活動維持や運動を楽しむ市民の憩いの場となっている。このため、住宅、商業施設等が供用された後、サブリ村野の利用にどのような影響を及ぼすのか予測・評価してほしい。	サブリ村野の現状の機能や利用に与える影響については、事例なども参考に、供用後を想定した影響予測を行いました。
5	コミュニティの現況調査について、利用者、地権者、自治体や学校等へのヒアリングに際して、簡便な聞き取りではなく、事業内容や背景等を事前に伝えた上で、必要な情報を適切に聞き取りしてもらいたい。	調査にあたっては、事業に関する説明資料も準備した上で、必要な情報の聞き取りを行いました。
6	現在のサブリ村野の機能を維持してほしい。	事業計画では、現状のサブリ村野の施設は存続する予定であるため、その機能についても、現状通り維持されることとなります。 なお、枚方市の施設となるため、運営そのものをどこまで継続するのかは、市政で判断されることとなります。

5.2 方法審査書に記載された意見及びそれらに対する見解

枚方市環境影響評価条例第 11 条の規定により、方法書についての市長意見が令和 4 年 2 月 24 日に事業者へ送付された。

表 5.2-1 (1) ～ (3) に、市長意見とそれに対する事業者の見解を示す。

表 5.2-1 (1) 方法審査書に記載された意見及びそれに対する見解

No.	市長の意見	事業者の見解
1. 大気質		
1	車両通行により発生する大気質の影響予測にあたっては、渋滞区間では低速走行になり、法定速度走行時の排出量と比較すれば増加するため、この点を考慮した予測を行うこと。	大気質の予測に使われる排出係数は、法定速度走行時の排出係数ではなく、渋滞等の交通実態に応じた速度での排出係数を使用し、条件に応じ可能な限り高い（低速走行時の）排出係数を用いて安全側の予測を行いました。
2	工事中の土砂仮置き場からの粉じんの飛散が懸念されるため、この点を考慮した綿密な予測を行うこと。	工事中の粉じん等の予測は、盛土工のユニットを設定し、ユニット近傍での降下ばいじん量を月平均工事日数に乗じて予測を行いました。
2. 交通		
3	事業計画地北側の交差点付近の交通渋滞は現状においても激しい状況であり、工事の実施中、住宅、商業施設等の供用後の更なる交通渋滞が予想されるため、綿密な調査、予測及び評価を行うとともに、交通計画等の必要十分な交通上の支障を回避、軽減するための措置の内容を準備書に記載すること。	事業計画地北側の交差点付近の交通渋滞については、現地調査で詳細な状況を把握し、その結果を踏まえ予測評価を実施しました。 また、交通上の支障を回避、軽減するための措置については、工事工程や搬出入の時間帯を調整するよう努める等の対策について検討し、準備書に反映しました。
4	供用後の住宅入居者、商業施設等利用者及び関係車両を綿密に予測した上で、周辺道路等への影響を予測及び評価すること。	供用後の住宅入居者、商業施設等利用者及び関係車両について、事業計画や交通計画、類似事例を踏まえ車両台数を予測し、周辺道路等への交通への影響を予測評価しました。
3. コミュニティ		
5	コミュニティの現況調査にあたっては、周辺地域、学校等へのヒアリングを行う等、綿密な調査を実施すること。	ご指摘を踏まえ、関係者へのヒアリングに向けて、地元や学校関係者、行政機関などの対象者の選定や設問内容について十分検討した上で、調査を実施しました。
6	工事車両通行の際の登下校時の児童、歩行者への必要十分な安全対策等の措置の内容を準備書に記載すること。	ご指摘を踏まえ、工事関係車両が歩道未整備区間を走行する際は徐行する等の配慮に努める、交通誘導警備員の適正な配置等による歩行者等の安全確保、等の対策について検討し、準備書に記載しました。
7	事業計画地内の道路が村野駅への通行経路、通学路になっていた場合、工事期間中は利用できない。通行上の支障を回避するための措置の内容を準備書に記載すること。	事業計画地を含む校区が桜丘小学校校区となりますが、事業計画地内を通学路として利用しておりませんでした。また、村野駅への通行経路となっている可能性がありますので、立入禁止区域、迂回路等に関して地域住民の理解を深めるため、案内看板や標識類の設置を充実させる等の対策について検討し、準備書に記載しました。
4. 景観		
8	工事の実施中の景観について、調査、予測及び評価を行うこと。	ご指摘を踏まえ、工事用の仮囲いの美装化、デザイン等について、事業者と調整し、フォトモンタージュを作成し、予測・評価を行いました。

表 5.2-1 (2) 方法審査書に記載された意見及びそれに対する見解

No.	市長の意見	事業者の見解
9	村野駅東側の駅近の住民が最も見かけ上近い場所に中層住宅が建設されるため、この地点を調査地点に選定すること。	ご指摘を踏まえ、村野駅東側から事業計画地を視認できる近景の調査地点として村野駅ホーム及び村野公園を追加しました。
10	商業・利便ゾーン北東側の住民が最も見かけ上近い場所に商業及び生活利便施設が建設されるため、この地点を調査地点に選定すること。	ご指摘を踏まえ、北東側から事業計画地を視認できる近景の調査地点としてサブリ村野東側道路を追加しました。
5. 文化財		
11	事業計画地に埋蔵文化財包蔵地が隣接し、その影響範囲を確認する必要があるため、枚方市の文化財課と早めに協議を行うこと。	既に枚方市文化財課との協議を行い、試掘調査を実施しております。
6. 動物		
12	地域の概況として周辺の田圃の生き物調査データを準備書に記載すること。	ご指摘を踏まえ周辺の田圃のデータ(田んぼ生きもの調査 2009、農林水産省)を追記しました(p2-140 参照)。
13	天野川と事業計画地内田圃間の水生生物の移動パターン等を確認するため、天野川からの取水及び排水量の変化を記録すること。	天野川からの直接の取水及び排水はなく、取水については、現状どおり井戸からポンプアップして配水し、下流の犬田川ポンプ場より天野川へ排水予定であるため、天野川と事業計画地内田圃間の水生生物の移動パターンは想定されません。
14	淡水生物の調査地点に事業計画地を追加すること。	事業計画地内の田圃において、淡水生物調査(底生生物、魚類、浮遊生物、水生昆虫類)を田圃に水が張られている、代掻き後から中干しまでの間に2回実施しました。
15	田圃の現況調査は、田植え前、生育時、収穫後等、耕作のペースに合わせて調査を行うこと。	陸上動物について、鳥類は渡り・繁殖時期を踏まえ春季(田植え前)、初夏(生育時)、秋季(収穫後)、冬季(収穫後)の4回、両生類・爬虫類・哺乳類は早春季(田植え前)、春季(生育時)、初夏(生育時)、秋季(収穫後)、昆虫類は春季(田植え前～代掻き後)、夏季(生育時)、秋季(収穫後)の3回実施しました。
16	事業計画地内の田圃は貴重な動物の逃げ込み場等になっていると思われるので、綿密な調査を実施すること。	上記のとおり営農状況や調査適期を踏まえて、事業計画地内全体の動物の生息状況を採捕や目視、フィールドサイン調査等の実施により把握しました。
7. 植物		
17	田圃の現況調査は、田植え前、生育時、収穫後等、耕作のペースに合わせて調査を行うこと。	事業地内の植物相は、耕作の段階や植物の開花時期等を踏まえ、春季(田植え前)、初夏(生育時)、夏季(生育時)、秋季(収穫後)の4回実施しました。
18	必要十分な緑の量を確保するための措置の内容を準備書に記載すること。	事業により改変範囲の中で、実行可能な範囲で植栽等を検討し、植物が生育できる環境を創出するよう保全措置について記載しました。
8. 地球環境		
19	住宅、商業施設等の供用について、計画の熟度に応じた建物条件等の仮設定を行い、温室効果ガス等の排出量の調査及び予測を行うこと。	予測の時点での計画の熟度に応じ、可能な限り本事業と類似した既存事例を考慮し、予測を行いました。

表 5.2-1 (3) 方法審査書に記載された意見及びそれに対する見解

No.	市長の意見	事業者の見解
9. その他		
20	事業全体に関する環境保全上の基本方針を準備書に記載すること。	ご指摘を踏まえ、事業全体に関する環境保全上の基本方針を準備書に追記しました。
21	供用後の住宅、商業施設等について調査、予測及び評価を可能な限り、実施すること。また、建物条件等の仮設定を行い予測する場合は、供用後の建物規模等が想定を超えないように必要十分な条件設定を行うこと。	供用後の住宅、商業施設等について調査、予測及び評価を可能な限り実施するとともに、建物条件等の仮設定については、事業計画で最大となる規模等を考慮し予測しました。
22	大型スーパー等が建設され、大型の室外機が多数設置されることも想定できるため、計画の熟度に応じた建物条件等の仮設定を行い、低周波音の調査及び予測を行うこと。また、現況調査時には現況値を測定すること。	現時点で大型スーパー等の建設は予定されておりませんが、低周波音について、予測の時点での計画の熟度に応じ、既存類似事例による推定、あるいは伝搬理論計算式による方法により予測しました。 また、現況値の測定を実施しました。
23	盛土造成は地盤沈下を発生させようとする行為であるため、地盤沈下を環境影響評価項目に選定すること。調査、予測及び評価にあたっては、地盤状況を綿密に把握した上で、沈下量の計算等を行い、影響が大きい場合は周辺地盤(地中埋設物)への影響も予測すること。	地盤沈下を環境影響評価項目に選定し、事業計画地内のボーリング調査を実施した上で地盤状況を把握しました。また、圧密試験結果をもとに圧密沈下の可能性について予測を行い、現状では更なる圧密沈下は生じ難い状況と予測されましたが、盛土を行う計画であるため、造成工事に際しては、地盤改良の要否を検証し、必要な対策を実施する等の対策について検討し、準備書に記載しました。
24	自然環境保全上の見地から、農地保全ゾーンには現況農地となっている場所を選定することが望ましい。今後の土地利用計画の検討にあたってはこの点を留意すること。	ご指摘の意見について留意して検討を進めますが、農地保全街区の場所については、水利の関係や営農希望者の意向等を総合的に検討した上で選定することとなります。
25	土地利用計画等に沿ったまちづくりが創出できるように、参入する事業者等とコミュニケーション、交渉を行う等のマネジメントが実施できる体制の構築を検討すること。	業務代行予定者により、参入する事業者等との早期のコミュニケーションを行います。また、マネジメント体制の構築については事業の進捗に応じて今後検討します。